

2025山下杯少年少女ヨット大会

OP級Aクラス_帆走指示書 (Sailing Instructions)

1 規則

- 1.1. 本大会は「セーリング競技規則」に定義された規則を適用する。ただし、いずれの規則も帆走指示書によって変更されたものは除く。
- 1.2. 帆走指示書はレース公示よりも優先する。これは規則63.5(c)を変更している。
- 1.3. [DP][SP]規則40を次の通り変更する。
選手は衣類または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、クラス規則4.2(a)に適した個人用浮揚用具を着用しなければいけない。
- 1.4. 規則60.2(a)を次の通り変更する。
「抗議しようとする艇は、フィニッシュ後直ちにフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇のスターボード側に近づき、抗議する意思と被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。」を追加する。
- 1.5. 規則を決定するのは次の通りとする。
 - 1.5.1. [DP]は、プロテスト委員会の裁量でペナルティが決定する規則を意味する。
 - 1.5.2. [SP]は、テクニカル委員会が審問無しにペナルティを適用することができる規則を意味する。テクニカル委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティが決定する。
 - 1.5.3. [NP]は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則60.2(b)を変更している。

2 帆走指示書の変更

- 2.1. 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の9:00までに掲示される。
ただし、レース日程の変更は、発効する前日の20:00までに大会LINEオープンチャットに掲示される。

3 コミュニケーション

- 3.1. 選手への通告等は公式掲示板にて行う。また、大会LINEオープンチャットも使用する。
- 3.2. 公式掲示板は江ノ島ヨットハーバー会議室A前に設置する。

4 行動規範

- 4.1. [DP] 選手および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。

5 陸上で発する信号

- 5.1. 陸上で発する信号は、ヨットハウス2階に掲揚される。
- 5.2. [DP] 音響1声とともに掲揚されるD旗は、「艇は、この信号が発せられるまでハーバーから離れないようにしなければならない」ことを意味する。
予告信号予定時刻の40分前までにD旗が掲揚されない場合は、そのレースのスタートが時間に定めなく延期されている。
- 5.3. 公式掲示板及び大会LINEオープンチャットにて、陸上で発する信号に関する今後の予定を知らせることがある。

6 レース日程

6.1. 8月31日(日)

最初のレースのスタート予告信号予定時刻

10:15とする。

6.2. レース数

合計4レースを予定する。

6.3. 1つのレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響1声とともにスタート・マーク(レース委員会艇)にオレンジ旗を掲揚する。

6.4. 全クラス14:30より後のスタート予告信号は発しない。

7 クラス旗

7.1. クラス旗は黒色のOPクラスマークの白旗とする。

8 レースエリア

8.1. レースは、神奈川県藤沢市江の島沖A海面でおこなわれる。添付図1を参照のこと

8.2. 天候その他の状況により、レースエリアの変更をおこなうことがある。

9 コース

9.1. OP級Aクラスの帆走するコースは、添付図2のとおりである。

9.2. 添付図2に、レグ間のおおよその角度、通過すべきマークの順序およびそれぞれのマークのどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

9.3. 予告信号以前にレース委員会の信号艇にマーク1までのおおよそのコンパス方位・距離を掲示する。

10 マーク

10.1. 使用するマークは、マーク1、2、3は黄色の円錐形のブイとする。

11 [DP]障害物

11.1. 次の区域が障害物として指定される。

ダイビングスポット(A旗を掲げたボート周囲約50m)。

12 スタート

12.1. スタート・ラインは、スタート・マーク(レース委員会艇)、スタート・アウトサイド・マーク(レース委員会艇)上のオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。

12.2. スタート信号後4分以内にスタートしない艇は、審問無しに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは付則規則A5を変更している。

12.3. ゼネラル・リコールの際、選手に知らせるためスタート・マークレース委員会艇以外の運営艇にも第一代表旗を掲げる場合がある。ただし、その場合、音響信号は発せられない。また、当該運営艇がおこなう第一代表旗の降下については、競技規則レース信号「予告信号は降下の1分後に発する。」の意味は持たないものとする。

13 コースの次のレグの変更

- 13.1. コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は、元のマークまたはフィニッシュ・ラインを新しい位置に移動する。

14 フィニッシュ

- 14.1. フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク(レース委員会艇)上の青色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・アウトサイド・マーク(赤色の細い円錐形のブイ)の間とする。

15 ペナルティー方式

- 15.1. 規則42違反に対し、付則Pを適用する。
- 15.2. 出艇、帰着の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問無しにPFPと記録する。これは規則63.1およびA5を変更している。
- 15.2.1. 出艇申告違反は、第1レースの(順位 + 5) 点、または(当該クラス参加艇数 + 1) 点のいずれか小さい方の得点とする。
- 15.2.2. 帰着申告違反は、最終レースの(順位 + 5) 点、または(当該クラス参加艇数 + 1) 点のいずれか小さい方の得点とする。
- 15.3. 参加艇数とは本大会に参加が認められた艇の数とする。

16 タイム・リミットとターゲット・タイム

- 16.1. ターゲット・タイムは45分とする。
- 16.2. ターゲット・タイム内に1艇もフィニッシュしなかった場合には、レースは中止する事がある。ターゲット・タイム通りとならなくても、救済の要求の根拠にはならない。これは、規則61.1(a)を変更している。
- 16.3. 先頭艇フィニッシュ後、15分以内にフィニッシュしない艇はDNFと記載される。この項は規則35と付則規則A5を変更している。

17 審問要求

- 17.1. 抗議しようとする艇は、レース委員会に通知するために、フィニッシュ・ラインの端に位置するレース委員会艇に近づき、被講義艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。これはRRS60.2(a)を変更している。ただし、明らかに抗議の意思を伝えることができない状態であった艇、または、レース・エリア以外で目撃した違反に対し抗議する艇は、この限りではない。
- 17.2. 抗議および救済の要求はレース委員会ですべての用紙に記入の上、その日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が本日これ以上レースは行わないという信号を発し、いずれか遅い方から60分以内にプロテスト委員会に提出しなければならない。抗議締切時刻は公式掲示板及び大会LINEオープンチャットに掲示される。レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による規則60.2(b)に基づく艇への抗議の通告は抗議締切時刻までに公式掲示板及び大会LINEオープンチャットに掲示される。
- 17.3. プロテスト委員会はほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された者への通告は、抗議締切時刻後15分以内に公式掲示板及び大会LINEオープンチャットに掲示される。

- 17.4. SI 17.1に基づき規則42に違反するペナルティーを課せられた艇のリストは、公式掲示板及び大会LINEオープンチャットに掲載される。

18 得点

- 18.1. 規則A4に規定された低得点方式およびSI 17.2.、SI 17.3. を適用する。
本大会は1レースの完了をもって成立する。
- 18.2. 4レース完了した場合、艇のシリーズ得点は、最も悪い得点を1つ除外したレースの得点を合計得点とする。

19 [DP][NP] 安全規定

- 19.1. チェックイン・チェックアウト等
- 19.1.1 [SP]レースに参加しようとする競技者は、出艇前にレース・オフィスにて「出艇申告書」にサインしなければならない。これは、最初のレースのスタート予告信号予定時刻の60分前からD旗掲揚10分後までに行わなければならない。レース・オフィスは江ノ島ヨットハーバー会議室Aの前に設置する。
- 19.1.2 [SP]帰着した艇の船長は、抗議締め切り時間内にレース・オフィスにて「帰着申告書」にサインしなければならない。
- 19.1.3 [DP]海上でリタイアした艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース委員会艇にその旨を伝えること。
- 19.2. [DP][SP]艇の乗員は、離岸してから着岸するまでの間、有効な浮力を有する救命補助具：ライフジャケット(自分の体重を支えるのに十分な浮力があるもの)を着用しなければならない。
- 19.3. レース委員会は危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告および強制的に救助を行うことができる。

20 [DP][SP][DP]乗員の交代と装備の交換

- 20.1. 競技者の交代はいかなる場合も認められない。
- 20.2. 損傷、または紛失した装備の交換はテクニカル委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会におこなわなければならない。

21 [DP][SP][NP] 装備と計測のチェック

- 21.1. 艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認する為、いつでも検査されることがある。

22 運営艇

- 22.1 運営艇の標識は、次の通りである。
レース・コミッティー・ポート …………… 白地に黒でRCの旗
プロテスト・コミッティー・ポート…………… 白地に黒でJURYの旗

23 [DP][NP]支援艇

- 23.1 艇の支援要員が支援艇を用いる場合は、事前にレース委員会に登録しなければならない。
- 23.2 支援艇は、運営艇の運行を妨げてはならない。最初にスタートするクラスの準備信号からレース終了、もしくは延期・ゼネラルリコール・中止の信号が発せされるまでの間、レースエリアの外側にいなければならない。
- 23.3 SI 23.2に従わなかった場合、違反した者に関連するすべての艇に対してペナルティーが課せられることがある。
- 23.4 天候その他の事情により、レース委員会は支援艇に曳航の要請をする場合がある。
- 23.5 レース・コミッティー・シグナルボートまたはレース・コミッティー・ボートに 旗が掲揚された場合、「すべての支援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない」ことを意味する。この場合、SI 23.2は適応されない。
- 23.6 海上、陸上を問わず 大会会場を訪れる各クラブの父兄・関係者は、規則、レース公示、および帆走指示書の適用をうけるものとする。グッドマナーを心がけること。

24 [DP][SP][NP]ごみの処分

- 24.1 艇および支援艇は、水中にごみ等を捨ててはならない。支援艇、レース・コミッティー・ボートに預けてよい。

25 [DP][NP]無線通信

- 25.1 艇は離岸してから着岸するまでの間、無線の送受信を行ってはならない。この制限は携帯電話にも適用する。

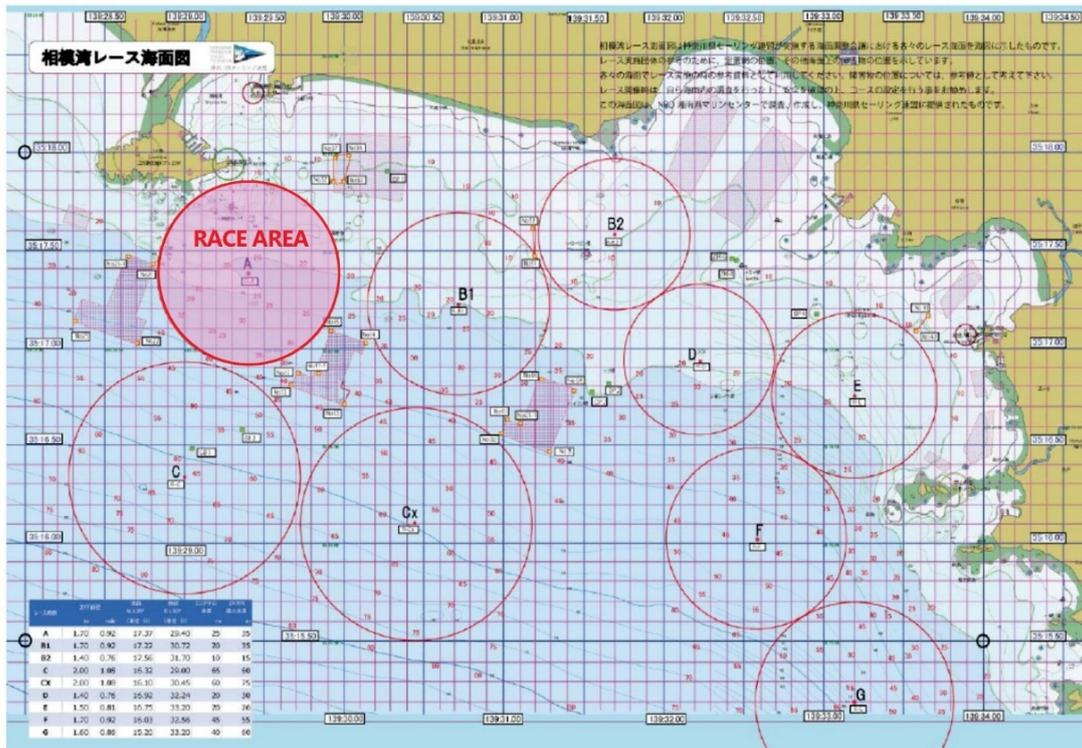
26 リスク・ステートメント

- 26.1 RRS 3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。これらのリスクには、新型コロナウイルスへの感染のリスクも含まれる。

27 保険

- 27.1 各参加者は各自、損害保険に加入し有効な第三者賠償責任保険に加入していなければいけない。

添付図1



添付図2

